

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会情報公開規程施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）情報公開規程（平成16年4月1日。以下「規程」という。）の規定に基づき、規程の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報公開請求書の記載事項)

第2条 規程第7条に規定する情報公開請求書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (2) 情報の公開を請求することができるものの区分
- (3) 公開の請求に係る情報の件名又は内容
- (4) 請求する公開の方法（閲覧、視聴又は写しの交付）

(情報公開審査会の組織)

第3条 規程第13条第1項に規定する情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、次の各号に掲げる者の内から社協会長が委嘱する。

社協評議員 5名

- 2 審査会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(審査会の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、社協役員、評議員及び各種委員の報酬等に関する規程で定めるところにより報酬を支給する。

- 2 委員には、社協職員等旅費規程で定めるところにより旅費を費用弁償として支給する。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、社協総務課において行う。

(審査会の運営)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、社協会長が審査会に諮って定める。

(運用状況の公表)

第8条 規程第16条に規定する運用状況の公表は、福祉だよりに掲載することにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。